

# 2026年度の健康保険料について

## 2026年4月分(3月納入)から変更になります

埼玉土建国保では、財政計画の中で策定した3カ年の保険料引き上げのルールに基づき運営をしています。2026年度は「子ども・子育て支援金」が保険料に賦課されること、収支が改善したことによって「子ども・子育て支援金(新設)」を除く現行(医療分・後期分・介護分)の保険料は据え置きます。

### 2026年4月から「子ども・子育て支援金」制度が始まります 詳細は裏面へ

「子ども・子育て支援金」制度は子どもや子育て世代を社会全体で支えるため、約3.6兆円の予算規模のうち、1兆円を「子ども・子育て支援金」で財源を確保することとしています。それに伴い、埼玉土建国保含め、すべての医療保険者が「子ども・子育て支援金」という名目で保険料として賦課・徴収することになります。

#### 保険料の構成

医療分



後期分



介護分  
(40歳以上65歳未満)



子ども・子育て支援金  
(18歳以上)

子ども・  
子育て支援金は  
18歳以上が対象  
なんだね



「子ども・子育て支援金」は18歳以上すべての国保組合員・家族の方が納付の対象となります。

「18歳以上」とは毎年4月1日現在で18歳以上の方を指します。

生年月日	2026年4月1日現在	子ども・子育て支援金
2008年4月1日	18歳	2026年4月分(3月納入)から納付します
2008年4月2日	17歳	2027年4月分(3月納入)から納付が開始されます

### 2026年度からの新保険料

2026年4月分(3月納入)から変更

月額	医療分	後期分	介護分	子ども・子育て支援金	保険料合計
区分	2026年度 据え置き	2026年度 据え置き	2026年度 据え置き	2026年4月分から 18歳以上に賦課	介護なし (40歳未満)
特2種	32,900	10,300	6,300	700	43,900
特1種	31,500	9,800	6,200	600	41,900
第1種	29,500	9,200	5,300	600	39,300
第2種	24,500	6,900	4,800	500	31,900
第3種	21,400	6,300	4,300	500	28,200
第4種	18,000	5,200	3,900	300	23,500
第5種	14,600	4,400	※40歳以上の 外国人技能実習生 男性=第3種 女性=第4種	300	19,300
第6種	11,500	3,900		200	15,600
特別	11,500	3,900	2,700	200	15,600
一般	3,800	800	2,700	200	4,800
中高生相当	3,700	600	-	-	4,300
小学生相当	3,400	400	-	-	3,800
未就学児	900	100	-	-	1,000

医療分:医療保険料 後期分:後期高齢者支援金等保険料 介護分:介護保険料

【区分】  
(特2種) 50歳以上の株式と、妻以外に従業員がいる法人代表者

(特1種) 50歳以上の妻以外に従業員がない株式以外の法人代表者

(第1種) 40歳以上の個人事業主・法人代表者以外の役員及び40歳代の法人代表者

(第2種) 40歳以上の一人親方・手間請者

(第3種) 40歳以上の労働者・家族専従者・委託契約者及び30歳~39歳の組合員(男性)

(第4種) 40歳以上の労働者・家族専従者・委託契約者及び30歳~39歳の組合員(女性)

(第5種) 25歳~29歳までの組合員

(第6種) 外国人技能実習生及び24歳以下の組合員

(特別家族) 20歳~59歳までの家族(ただし妻・母・祖母・学生・心身障がい者など除く)

(一般家族) 18歳~19歳・60歳以上の家族・妻・母・祖母・学生・心身障がい者などに該当する人

(中高生相当) 2026年4月1日現在 12歳~17歳の人

(小学生相当) 2026年4月1日現在 6歳~11歳の人

(未就学児) 2026年4月1日現在 5歳以下の人は

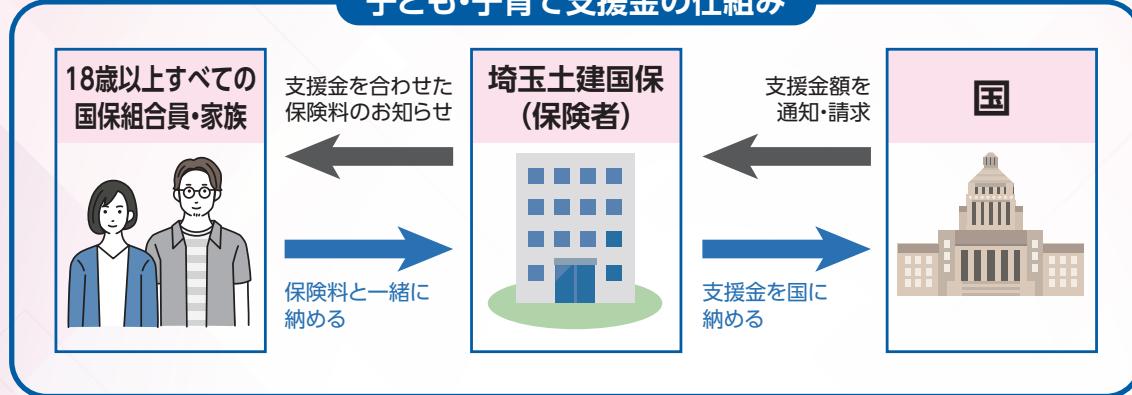
# 「子ども・子育て支援金」制度について

「子ども・子育て支援金」制度は医療保険者が国に代わって被保険者のみなさんから支援金を徴収して国に納付します。当時の政府は「実質的な負担はない」と説明していましたが、すべての医療保険者が政府の行う子育て費用を賦課・徴収するという問題点と、そもそも少子化対策を名目に新たな国民負担を強いることは、憲法25条(生存権の保障、国の社会福祉・社会保障・公衆衛生向上増進の責務)の観点からも矛盾しています。

政治が  
変わらないと  
負担ばかり増えて  
生活が大変…

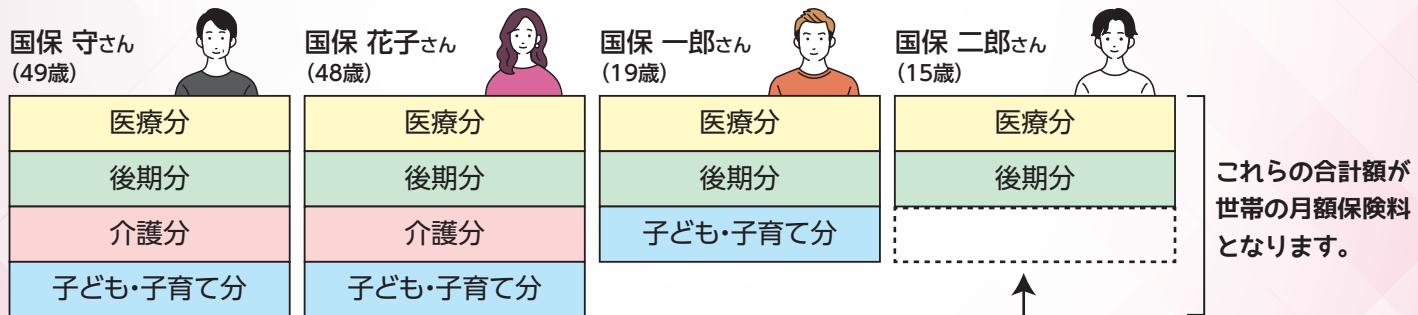


## 子ども・子育て支援金の仕組み



## 世帯にかかる保険料について

「子ども・子育て支援金」制度は子どもや子育て世代を社会全体で支えるため、支援金は18歳以上すべての国保組合員・家族から徴収します。この支援金は子ども・子育て世帯向けの給付のみに使われるとされています。



医療分:医療保険料 後期分:後期高齢者支援金等保険料  
介護分:介護保険料 子ども・子育て分:子ども・子育て支援金保険料

18歳未満は「子ども・子育て分」の保険料はありません。

保険料の内訳	医療保険料 ..... 75歳未満の被保険者の医療費や給付金等に充てられます。 後期高齢者支援金等保険料 ..... 75歳以上の後期高齢者の医療費を支えるために、国へ納付するものです。 介護保険料 ..... 介護保険制度を支えるために、国に納付するものです(40歳~65歳未満の被保険者)。 ※65歳以上の方は市町村へ納付(年金から天引き) 子ども・子育て支援金保険料 ..... 少子化対策のために、国へ納付するものです(18歳以上の被保険者)。
--------	--

## 「子ども・子育て支援金」はこんなことに使われます

